

# 処 分 基 準

令和 8 年 6 月 1 日

|  |
|--|
| 法 令 名：警備業法   |
| 根 拠 条 項：第22条第7項  |
| 処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の返納命令  |
| 原権者（委任先）：茨城県公安委員会  |
| 法 令 の 定 め：<br>警備業法第3条第1号～第6号（警備業の要件）、第22条第2項（警備員指導教育責任者資格者証の交付）  |
| 処 分 基 準：<br>警備業法第22条第7項各号に掲げるいずれかに該当し、警備員指導教育責任者として不相当であると認められる場合は、資格者証の返納命令を行うものとする。<br>ここで、同項第3号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備員の指導計画又は教育計画の作成懈怠、偽りの計画作成、明らかに違法な警備業務の指導、故意による長期の指導教育実施の懈怠等、その警備員指導教育責任者の態様、動機等によって悪質な法令違反を犯した場合をいう。 |
| 問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課  |
| 備 考：   |